

2 長薬発第 142 号
令和 2 年 5 月 7 日

役 員 様
地域薬剤師会長 様

一般社団法人長野県薬剤師会
会長 日 野 寛 明

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 1 項に基づく
外出自粛要請の期間延長に係る周知について（依頼）

平素、本会の運営に際し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府の新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施すべき期間が 5 月 31 日まで延長したことを受け、5 月 5 日に開催された新型コロナウイルス感染症対策長野県本部会議において、既の実施してきた法第 45 条第 1 項に基づく外出自粛要請を 5 月 7 日から 5 月 15 日まで延長することに決定した旨、同長野県野県対策本部長から通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会会員に対し、当該外出自粛要請についてご周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

また、「人との接触機会の最小化」（在宅勤務、時差勤務の推進等を含む）、「人と人との距離の確保」、「人と会話する際のマスク(布マスク等で可)着用」、「換気の徹底」などいわゆる「新しい生活様式」を実践する取組を進めること、及びこの取組は 5 月 16 日以降も引き続き行っていく必要があることについても、併せてご周知をお願いいたします。

長野県薬剤師会 事務局 中島・吉野
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
TEL : 0263-34-5511 FAX : 0263-34-0075
E-mail somu3@naganokenyaku.or.jp

2 薬第 136 号

令和 2 年（2020 年） 5 月 5 日

関係団体の長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

本部長 阿 部 守 一

**新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 1 項に基づく
外出自粛要請の期間延長に係る周知について（依頼）**

本県の健康福祉行政につきましては、平素格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症対策について、政府対策本部長は、令和 2 年 5 月 4 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 32 条第 3 項の規定に基づき同条第 1 項第 1 号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間を 5 月 31 日まで延長しました。

これを受けて、本県では 5 月 5 日に開催した新型コロナウイルス感染症対策長野県対策本部会議で、既に実施してきた法第 45 条第 1 項に基づく外出自粛要請を 5 月 7 日から 5 月 15 日まで延長することを決定しました。

つきましては、改めて会員や会員企業の従業員に対し、5 月 7 日から 5 月 15 日までの当該外出自粛要請について周知していただくようお願いいたします。

また、あわせて「人との接触機会の最小化」（在宅勤務、時差勤務の推進等を含む）、「人と人との距離の確保」、「人と会話する際のマスク（布マスク等で可）着用」、「換気の徹底」などのいわゆる「新しい生活様式」を実践する取組を進めること、及びこの取組は 5 月 16 日以降も引き続き行っていく必要があることについても周知してください。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、緊急事態措置の内容を見直す場合がありますので、ご承知おきください。

健康福祉部 薬事管理課 薬事温泉係 （課長）小池 裕司 （担当）佐伯 成規 〒380-8570 長野市南長野幅下692-2 電 話 026-235-7157（直通） ファクシミリ 026-235-7398 電子メール yakuji@pref.nagano.lg.jp
